

令和2年6月19日

保護者の皆様

京都市立神川中学校
校長 佐々木 祥晴

台風等に対する非常措置についてのおしらせ

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、本校におきましては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び久我・久我の杜・羽束師学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して頂きますようにお願い致します。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前0時までに解除になった場合 . . . 5校時から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 . . . 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校園前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前7時までに解除になった場合 . . . 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 . . . 3校時から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 . . . 5校時から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 . . . 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページとPTAメール配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。ホームページおよびPTAメール配信をご利用になれない方は事前に担任まで申し出て下さい。

（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

本校の校区である久我・久我の杜・羽束師学区は、「桂川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。久我・久我の杜・羽束師学区のいずれかに避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合について

暴風警報もしくは避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合は、直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置きます。その後、安全が確認できた時点で下校とします。

特別警報が発表された場合は、保護者への引き渡し帰宅とし、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始・速やかな避難に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難・屋内安全確保	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難をしそびれた者の立退き避難・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動